

## 綾瀬市地域活動支援センター事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市地域活動支援センター事業実施要綱(平成19年4月1日施行。以下「実施要綱」という。)に基づき、障害者の地域での自立した生活や社会生活への参加を促進するために、法人等が事業を実施する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助の対象)

第2条 この補助金は、実施要綱第2条に規定する法人等が地域活動支援センターを運営する事業を補助対象とする。

### (補助金の対象経費及び補助額)

第3条 この補助金の対象となる経費は、別表に定めるものとする。この補助額は、別表に定める基準額の合算又は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

2 前項の規定により算定した補助金の額において千円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項の規定による補助金交付申請書に次の書類を添付し、年度当初の4月5日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 事業実施計画書
- (3) 当該年度4月1日現在の登録者名簿
- (4) 年間事業計画書
- (5) その他市長が必要と認める書類

### (交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し補助金を交付すべきものと認めるときは、綾瀬市地域活動支援センター事業補助金交

付（変更）決定通知書（第1号様式）により通知するものとする。

（交付条件）

第6条 市長は、前条の決定をするときは、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助金をその目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助金の交付を受けた者は、地域活動支援センター補助金執行状況報告書（第2号様式）により、各四半期終了後の翌月10日までに市長に報告するものとする。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告しその指示を受けること。

（変更等の承認）

第7条 規則第6条第1号及び第2号の規定による承認を受けようとする場合は、綾瀬市地域活動支援センター事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する承認をしたときは、綾瀬市地域活動支援センター事業補助金交付（変更）決定通知書（第1号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 補助金は、年間の所要額を概算交付決定したのち、各四半期毎に分けて4月、7月、10月及び1月に交付するものとする。この場合、交付決定を受けた者は、当該月の10日までに規則第11条第2項の規定による補助金等交付請求書を市長に提出するものとする。

（実績報告）

第9条 補助金の交付を受けた者は、規則第12条第1項の規定により、補助事業等実績報告書に次の書類を添付し、会計年度終了後の4月20日までに提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業実施結果報告書
- (3) 年間事業報告書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（書類の整備等）

第10条 補助金の交付を受けた者は、事業等に係る収入及び支出についての書類を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する書類の保管期間は、当該補助事業の完了の属する市の会計年度の翌日から5年間とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(綾瀬市在宅精神障害者地域作業事業補助金交付要綱の廃止)

2 綾瀬市在宅精神障害者地域作業事業補助金交付要綱(平成12年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	基準額	対象経費
基礎的事業費	年額 6,000,000 円	職員雇用費、職員旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、修繕費、備品購入費、負担金補助及び交付金その他（ただし、工賃等の支払い金は除く。）
機能強化事業費	実施要綱第4条に規定する地域活動支援センター基準に応じて次に定める額 型 年額 6,000,000 円 型 年額 3,000,000 円 型 年額 1,500,000 円	
地域拠点事業費、フレキシブル事業費及び運営基盤安定事業費	神奈川県で定める市町村障害者福祉事業推進補助金事業実施要領（障害者地域活動支援センター事業分）（平成31年4月1日施行）第4条及び第5条に規定する事業について、市町村障害者福祉事業推進補助金交付要領（平成31年4月1日施行）第3条別表に定める基準額	
家賃補助費	月額上限 80,000 円	

第 1 号様式（第 5 条関係）

綾瀬市地域活動支援センター事業補助金交付（変更）決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付で申請のありました 年度綾瀬市地域活動支援センター事業補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第 5 条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 補 助 金 額 円

2 補 助 条 件

(1) 補助事業等の内容又は補助事業等の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。

(2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。

(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

3 交 付 方 法

4 月交付分 円

7 月交付分 円

10 月交付分 円

1 月交付分 円

第 2 号様式（第 6 条関係）

綾瀬市地域活動支援センター事業補助金執行状況報告書

年 月 日

綾 瀬 市 長 殿

申請者 所 在 地

名 称

代表者氏名

印

年 月 日付で交付決定を受けた 年度綾瀬市地域活動支援センター事業補助金の第 四半期執行状況を別紙のとおり報告します。

第3号様式（第7条関係）

綾瀬市地域活動支援センター事業補助金  
交付変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

綾 瀬 市 長 殿

申請者 所在地  
名 称  
代表者氏名

印

年 月 日付で交付決定を受けた補助事業について、次のとおり変更（中止・廃止）が生じたため、綾瀬市地域活動支援センター事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により承認を申請します。

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後
円	円

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類